

令和3年 承認第11号

臨時代理の承認について

みよし市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和3年11月17日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

臨時代理書

みよし市立図書館において電子書籍貸出サービスの利用開始にあたり、次のとおり規則を改正することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和3年11月2日

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

1 臨時代理の内容

みよし市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

みよし市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

みよし市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成28年みよし市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「20冊」の次に「、電子書籍3点」を加える。

第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「第13条」を「第14条」に、「及び同条第2項第2号」を「、同条第2項第2号、第12条及び第13条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「必要ある」を「必要がある」に改め、「とめる」を削り、「前号」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 電子書籍の利用は、第9条第2項の規定により利用者カード（個人用）の交付を受けた個人のうち、市内に住所を有する者に限る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の利用）

第12条 電子書籍の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 電子書籍貸出サービスの利用開始に伴い、図書館の管理及び運営に関する規則において、必要な改正を行う。

- 【内 容】
- 1 電子書籍の貸出数を新たに規定（第11条関係）
 - 2 電子書籍の利用に係る細目を教育長が定める旨を新たに規定（新第12条関係）
 - 3 電子書籍の利用対象者を新たに規定（新第13条関係）

【施行期日】 公布の日

【参 考】

利用開始日	令和3年11月2日（火）9時
利用対象者	有効な図書館利用者カードを持っている個人で、市内に住所を有する者
利用点数	3点以内
利用期間	利用申出日の翌日から14日以内
予約点数	3点以内
タイトル数	1,105点（開始日現在）